# 令和６年度第４回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日　時：令和６年１１月１８日（月）午前１１時１５分開会　午前１１時３０分閉会
場　所：ときわ会館５階小ホール

| | |
|---|---|
| １　開　　会 | 本田会長職務代理者より開会宣言。 |
| ２　会　長　挨　拶 | 西形会長挨拶。 |
| （司会） | 本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第４条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。 |
| ３　総会成立の報告<br>（議長） | 会議成立の報告をいたします。<br>本日は、在任委員２１名中、関根委員、小川委員が所用により、欠席との報告を受けておりますので、本日の出席委員は、１９名です。「さいたま市農業委員会会議規則」第６条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。 |
| ４　議事録署名委員の指名　（議長） | 議事録署名人を指名いたします。議席番号１４番「清水友清委員」、議席番号１６番「中山幸光委員」の２名を指名します。よろしくお願いいたします。 |
| ５　議　　事<br>（議長） | 議案第６号「行政不服審査法第４４条の規定に基づく審査請求に対する裁決について」を議題とします。<br>事務局の説明を求めます。 |
| （事務局） | 補足資料１をご覧ください。<br>おさらいとなりますが、起因として、桜区西堀の農地法第５条　駐車場への転用許可に対して、令和６年５月８日付で、行政不服審査法第１９条に基づく「審査請求書」が提出されました。<br>経過として、まず第１に令和６年７月１２日の定期総会を経て、審査請求人に対しては令和６年７月１９日付で弁明書を発送しました。併せて、反論がある場合、８月１９日までに反論書を提出できる旨の通知も送付しました。<br>第２に、令和６年８月１９日までに反論書が提出されなかったため、更に一定の期間（９月９日まで）を示して、反論書の提出を求めましたが、これも提出されませんでした。<br>第３に、反論書の提出がないことから、令和６年１０月１６日の定期総会を経て、審査請求人に対して令和６年１０月１８日付で審理手続きの終結の通知をしました。<br>裁決については、議案書にあります裁決書を用いながら要約してご説明いたします。<br>議案書にございます裁決書をご覧ください。裁決書の主文といたしましては、ページ中央に記しているとおり、「本件審査請求を却下する。」であります。<br>次に裁決書の内容について説明いたします。<br><br>まず、第１　事案の概要についてですが、<br>①　令和６年２月１９日付けで、さいたま市桜区西堀の土地について、申請者は、農地法第５条第１項の規定による許可の申請を処分庁に対して行った。<br>②　同年４月５日、一般社団法人埼玉県農業会議から、当該申請については、農地転用を目的とする権利設定について、正当なる事由があると認められる |

| | |
|---|---|
| | との意見を受けたことを踏まえ、処分庁は、当該地について、本件処分を申請者に対して行った。<br>③ 審査請求人は、本件処分があったことを同年４月２５日に知り、同年５月８日付けで、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求を行った。<br><br>次に、第２　審理関係人の主張の要旨について説明します。<br>①　審査請求人の主張としては、次のとおりです。<br>（１）駐車場用地の代替地は近隣に多くあるので、農地を転用する必要性がない。<br>（２）譲受人の営業所から本農地は離れているため申請自体が違法である。<br>（３）転用面積が過大であり、適正ではない。<br>（４）土地所有者は他の所有地を売却しており、処分に苦慮して違法に転用申請した。また、近隣に代替地がないなど捏造して違法に転用申請した。<br>②　これに対する処分庁の主張としては、<br>本件土地の土地全部事項証明書によると、審査請求人は本件土地に所有権を有していないことが確認できます。<br>行政不服審査法第２条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」とは、本件処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者、すなわち、本件処分により自己の権利、若しくは法律上保護された利益を侵害された、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされ、ここにいう「法律上の利益」とは、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有している必要があるとされています。<br>農地法第５条第１項の規定による許可については、本件土地を駐車場に転用した結果、近隣居住者に何らかの利害・影響が及ぶことがあったとしても、それは本件許可処分によって生ずる法的効果ではなく、単なる事実上の結果に過ぎないものであって、これをもって、近隣居住者に本件許可処分の取り消し、ないし無効確認を求める法律上の利益があるとは言えないとされています。<br>これらを本件についてみると、審査請求人が、本件処分による許可そのものによって不利益を受ける立場にはありません。また、審査請求人から、本件処分により自己の権利、若しくは法律上保護された利益を侵害された、又は必然的に侵害されるおそれのある旨の主張もされていません。したがって、審査請求人は、本件処分により権利を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがある者に該当すると認めることはできません。<br>以上のことから、行政不服審査法第２条に該当する審査請求人としての資格を有するとはいえません。<br><br>第３　裁決の理由についてですが、<br>これらの両者の主張を踏まえ、審査庁が本裁決に至った理由については、処分庁の主張の通りで、審査請求人は、本件処分によって、自己の権利、若しくは法律上保護された利益を侵害された、又は必然的に侵害されるおそれのある者とは認められないことから、行政不服審査法第２条に該当する審査請求人としての資格を有するとはいえない。となります。<br><br>最後に、第４　結論ですが、<br>本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。となります。<br><br>なお、補足資料２として、行政不服審査法の関係条文を抜粋しました。 |

| | |
|---|---|
| （議長） | 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。発言のある方は挙手をお願いします。<br><br>質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。<br><br>それではお諮りします。<br>議案第６号「行政不服審査法第４４条の規定に基づく裁決について」、賛成の農業委員の方は、挙手願います。<br>総員賛成ですので、議案第６号については、原案のとおり承認することに決定いたします。<br>以上をもって、本日の議案は、全て終了いたしました。<br><br>その他として、事務局から何かありますか。 |
| （事務局） | ありません。 |
| （議長） | 委員の皆様のご協力により、円滑に議事進行出来ましたことに対し、厚くお礼申し上げます。<br>ここで、議長の職を解かせていただきます。 |
| ６　閉　　会 | 西澤会長職務代理者より閉会を宣言。 |